

## 「協同労働の協同組合法」の制定に向けて

### ~法制化時代を走り始めた 協同労働運動の到達点と展望~

古村 伸宏(協同労働法制化市民会議事務局長/日本労協連専務理事)

#### 1. はじめに

1万団体からの賛同署名を実現し、全国に法制化を呼びかける地域市民集会を開始した2007年。法制化運動が急展開したこの年をエポックとして、協同労働は「既にある現実」から、「未来に必要な希望」へとグレードを高めることとなった。協同労働の法制化を求める力は、ワーカーズコープとワーカーズ・コレクティブなどの運動の合流によって本格化し、「私たちの働き方を社会的なものに」という当事者のうねりを奔流へと広げた。

明けて2008年は、金融不安と経済危機が 急進する中にあって、本来この危機を克服 すべき国会が機能不全とも言える混乱によ り、法制定こそ実現しなかった。しかし、 運動は当事者の枠を広げ、法制化の意味と 可能性が、多くの人々の希望に基づき、一 気に社会化・具体化する流れが生み出され た。その意味で、今年は法制化運動の核心 的な前進が図られた年と言ってよい。 そして2009年。いよいよ法制化は実現の時を向かえるだろう。その時に向けて、協同労働運動の本格段階を切り拓いた2008年を振り返りつつ、2009年と法制化時代の展望と課題を明らかにしたい。

## 2.2008年度の法制化運動の到達点 ~ 地域化・普遍化・具体化の流れ~

### (1) 「協同出資・協同経営で働く協同組合 法を考える」議員連盟の発足

1万団体からの賛同署名を追い風として、2月20日に「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える」議員連盟(坂口力会長)が立ち上がった。法制化運動当初より、議員立法による法制化を求めてきた経緯から、いよいよ具体化に向けた国会での議論が開始された意味は大きかった。しかも、全ての政党から議連役員が選出され、文字通り超党派による船出であった。現在議連参加議員は164名(12月1日現在)となり、政党の垣根を越えて、多様な働き方の

中で協同労働の意味するところは、広く認 識されるに至ったと言える。

残念ながら、議連立ち上げから今日に至 るまで、国会の混乱の中、十分な法案審議 に至ってはいない。しかし、この10カ月間 の議連役員とのやり取りは、法制化の技術 的問題と、法制化を求める社会的現実の狭 間で、重要な論点をあぶりだすこととなっ た。その中心的課題は、協同労働で働く人々 を社会がどのように認め、社会的保護を及 ぼすべきなのか、という点である。いうま でもなく、非正規労働やワーキングプアと いった、貧困問題や人間疎外の問題が噴出 している労働現場を捉え、協同労働の必要 性・可能性を論じ合った意味は大きい。主 体性と連帯性が何よりも求められる今日の 労働問題と、それを保障する社会システム の齟齬を、この法制化はクリアしなければ いけない。このことに立法府が政治的決断 を迫られるところまできた、というのが実 感である。

年明けには、法案の具体的検討が始まる だろう。10年の時を重ね、練り上げた市民 会議要綱案(資料参照)と、その理論的裏づ けは、今後大きな意味を持ってくる。国会 議員が、国民の幸福を労働の側面から実現 しようと考えるとき、この働き方の主体性・ 連帯性・公益性を具体的に思い描けること が、益々重要になってくる。

幸い、行政も立法技術や現場の実態に踏 み込んだ調査・検討が始まった。官と政が 協同労働の現場から、その可能性を汲みつ くす努力を求めつつ、国会としての責任を 果たせるよう、運動も組み立てていかなけ ればならない。

### (2)255地方議会での意見書採択と、可能 性を語る地域・地方での運動の広がり

国会の動きとは裏腹に、春以降の運動は 一気に地方・地域で加速度的な広がりと深 まりを示している。2007年12月の埼玉・北 本市からはじまった地方議会の意見書採択 は、255議会にまで広がった(12月1日現 在)。この取組みは、法制化運動の主体の 中に、地方議員と地方自治体を登場させて いる。また、全国市議会議長会においても、 国への要望事項として決議するに至り(11 月14日)、意見書採択は2009年に向かって 勢いを増している。

地方議会の意見書採択運動では、地方労 福協の協力と我々労協組合員の行動が、推 進の源泉となった。特に、労福協において は、「よくわからない」政策制度要求の段 階から、「労働者福祉と地域再生」の可能 性を展望し、ライフサポートセンターの取 組みに「仕事おこし」を位置づける地域も 出始めている。また、協同労働の実践が乏 しい地域での意見書採択も進み、とりわけ 過疎や産業の衰退に悩み苦しむ地域で、大 きな替同を呼んでいる。

現在、まったく意見書が上がっていない 府県は14(群馬県、山梨県、富山県、石川県、 静岡県、岐阜県、大阪府、和歌山県、広島 県、山口県、徳島県、佐賀県、熊本県、鹿 児島県)であるが、12月・3月議会に向け た呼びかけを通じて、空白府県が克服され るのは時間の問題といえる。

意見書の採択は、議論をし尽くす議会も あれば、形式的な決議までまちまちである。 また、反応がある議員の会派も画一ではな い。結局のところ、議員の寄って立つ政治 的課題・政治的使命によるが、「労働」「地 域産業」「コミュニティ」の3つが、法制 化にかけられている期待のステージといえ る。この3つの再生を実現する取組みとし て、市民による仕事おこしが待望されてお り、そのステージが多様に広がり得ること も、地方議員とのやり取りで明確になって きている。特に、「地域産業」の衰退は切 実な課題であり、住民自身の産業を興す取 組みは待望されている。法制化時代におけ る協同労働が担う産業の中心は、福祉と共 に第一次産業のウェイトが大きくなるだろ う。そのことは、生活と仕事を再び、接近 させ、生命に囲まれた暮らしの価値を再発 見していくことにつながっていくだろう。 そして、わが町・わが村を共通財産とする、 住民の連帯意識を育てる一助となるだろ う。こんな夢を語り合える地方議員との出 会いが、各地で無数に生まれている。

# (3)事実が示した協同労働運動の成果と可能性~社会的課題と切り結んだ運動の飛躍~

2008年は、法制化運動で語られてきた社会的課題と切り結ぶ事業が広がった1年でもあった。今日の日本を象徴する「貧困」問題への協同労働運動のアプローチは、「反」貧困の運動から、「脱」貧困を実践するということだ。その一端として、生活保

護世帯や若者・障害を持つ方々への自立・ 就労支援プログラムの委託事業の開始(「協 同の發見」誌196号参照)や、全国5カ所に 広がった地域若者サポートステーション (厚生労働省委託事業)、そして職業訓練事 業の多様化に取り組んできた。また、協同 労働の現場が、こうした「支援」の取組み と連動して人々を受け入れている。

また、「食・農・環境」分野の仕事おこ しがいよいよ始まろうとしている。イベン ト的に展開してきた「菜の花プロジェクト| から、宮城県・大崎市、千葉県・芝山町で の「ソーシャルエコファーム」の取組みが 生まれ(「協同の發見」誌195号参照)、長野 県・伊那市にある、労協連理事・小林史麿 氏が経営する「産直市場・グリーンファー ム」の全国化構想が練られている。そして、 全国に名を馳せている群馬県・JA甘楽富 岡の営農システムと地域再生の実践に学ん だ、ワーカーズコープが取り組む農業の具 体的プランニングの開始などである。ちな みに、JA甘楽富岡との接点は、元営農本 部長・黒澤賢治氏が、群馬県の法制化ネッ トワークの副代表に就任され、ワーカーズ コープが挑戦する農業に高い関心と期待を 持たれたことからだった。

### (4)協同労働のネットワーク化と具体的な 「仕事おこし」の呼びかけ・支援の準備

法制化と仕事おこしの統一的な前進は、 その多くが法制化地域市民集会や法制化学 習会を契機に生まれてきた。全国市民会議 が主催した全国9カ所(札幌、仙台、横浜、 名古屋、富山、大阪、高松、福岡、沖縄)の 市民集会が呼び水となり、北海道、長野、 埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、兵庫、 九州など各地で、地域市民集会や協同労働 (法制化)のネットワークづくりが進んでいる。

現在、地域組織は準備会も含め14カ所に 広がっている。協同労働を広く伝える作業 は、集会から学習会、そして仕事おこし懇 談会へと進んできている。こうした一連の 流れの中で、地域組織が確立してきている。 また埼玉では、地域組織に議員が参加する という取組みや埼玉大学との共同研究とし て広がっており、更に「法を生かす」条例 づくり(コミュニティ事業支援条例)に向け た動きも広がりつつある。

### 3. 法制化時代 ~協同労働が拓く未来を先取りする今とこれから~

### (1)グローバル化と世界恐慌の危機が進む 世界の中で

金融不安が全世界を席巻し、世界恐慌の 不安が進行する中、我々の生活全般を脅か す危機が広がっている。投機マネーが世界 経済を駆け巡り、もはや実体経済もこのマ ネー抜きには成り立たないという、深刻な病 巣が露わになってきた。この嵐に飲み込ま れ、抜け出すことが容易でない危機に身を 委ねてしまうのか。それとも、もう一度足元 の生活と地域から、人間らしく生き続ける 社会の創造へと、変革の歩みを踏み出すの か。今、社会のあり方が根本から問われる 時代の真っ只中にある。21世紀初頭は、経 済のあり方と生活の豊かさについて、今一 度見直す変革の迷路をさまよい続けている。

工業化・都市化と共に経済成長を実現し てきた過程で、大事なものが失われてきた と多くの人々が実感している。豊かな農村 や地方の価値が軽視され、生命の源となる 食料を外国に依存し、日本が誇った勤勉さ と人間の絆は綻んでいる。市場に絶対的な 価値を置き、競争を社会発展の最大の原動 力とし、公共までもが市場化され、危うく なろうとしている。格差と貧困が広がり、 孤独と孤立が陰惨な対立を生み、生命を軽 んじる社会が露になってもなお、この流れ にブレーキがかからないのはなぜなのか? 政治・企業・行政はどうあるべきなのか? そして市民は何をなすべき存在なのか? そ の全てが、私たちに今突きつけられている。

時代は今、これからの方向を定め切る分 岐点にある。それは、生活・地域・そして 社会の構造そのものを根本的に見直し、本 物の構造改革、つまり生命や人間の本質に 適ったあり方へと改革する時である。その 中で、「協同労働」はどのような能性を持 つ営みなのかを、今後の法制化運動は発信 していかなければならない。それが、この 間の期待と共感を形に変える作業である。

### (2)2009年度の法制化運動 ~意見書採択、 政策提起、そして法制化実現へ~

2009年は、1.000議会での意見書採択を めざしながら、法制化は最後の直線を駆け 抜ける1年となるだろう。しかし、法制化 実現をもって法制化運動は完結しない。

もっと多くの人々に協同労働を伝える役 割、協同労働を始める人々に対する支援と ネットワーク化、そして協同労働を社会政 策として、世に問う具体的な提案を示して いかなければならない。

労協連合会では、法制化時代に向けた政 策づくりに着手している。法制化市民会議 においても、この政策を検討することとし ている。2009年3月には骨子をまとめ、全 国的・社会的な論議を呼びかけ、法制化と 共に政策提起を行う予定である。

日本の社会は、工業を中心とした産業構 造が限界に差しかかったといえる。また、 人類の生存の危機と環境の危機が連鎖する 時代にあって、「豊かさとは何か」という 根本的な問いかけが始まっている。一人ひ とりが、働くことと生きることを再統合し、 その中で人間的な豊かさと人間性を回復さ せていく必要性が増している。個人の努力 と責任に全てを委ね、人と人を分断し、対 立と競争を煽り、孤立と孤独を深める方向 から決別し、人々の生きる権利を支え合う 豊かな公共と、市民自身の社会連帯による 自立と協同の文化を育む地域づくり、そし てそれを可能にするビジョンやプランを、 働く者・市民がネットワーク化する中から 描き出し、社会的資源を動員することが必 要である。我々の政策提起は、この契機と して呼びかけるものである。

協同労働の実践とその法制化・社会的普 及が、「助け合い・支え合い」の協同文化 を取り戻し、一人ひとりの自発性・主体性・ 連帯性を高めつつ、生命の豊かさの実現を 中心課題として、それに適った「新しい産 業構造の転換」を呼び起こし、「地域と公 共を再生しし、「生命と暮らしを守り高め る文化を創造」する時代を拓いていく。そ のことへの期待感の高まりが、「協同労働 の協同組合 | 法制化運動のうねりを生んで いる、という到達点を踏まえ、協同労働の 役割と可能性は、以下の3点に整理できる。

- ①生命を育む絆を結び直す~人間と生命の 本質に適った労働を創造する協同労働
- ②地域再生の主体を育てる~市民自治推進 の原動力としての協同労働、
- ③持続可能な地域の産業を育てる~第一次 産業の再生を担う協同労働 そして、これに対応する政策の大枠は、
- ①「完全就労・完全雇用の実現をめざす国 家政策と地域ビジョン」(労働政策)
- ②「生命と暮らしを育む地域づくりに向け た自治体改革と市民自治推進 | (地域政策)
- ③ 「持続可能な産業構造の転換と地域産業 の創造 | (産業政策)である。

私見ではあるが、以下はその政策の具体 的中身として想定される事項である。

- ①「完全就労・完全雇用の実現をめざす国 家政策と地域ビジョン (労働政策)
- ・働く意欲を持つ全ての人の就労を実現す るための施策の具体化
- ・職業訓練の抜本的改革と仕事おこし講座 の本格的な制度化
- ・教育のあり方と学校改革…人間性を育 て、これに根ざす職業観の醸成
- ・生活基盤の保障(住まいと経済支援)と自 立支援・教育施策

- ・主要産業の位置づけ…「福祉・食・農・ 環境・教育・文化
- ・地域ビジョン・地域政策の検討・推進の ための機能…地域再生市民会議づくり
- ②「生命と暮らしを育む地域づくりに向けた 自治体改革と市民自治推進 (地域政策)
- ・公共のあり方の定義と豊かな公共を推進 する基本方向の明示
- ・地域存立のインフラ確保と人口の逆流動 化政策
- 自治体改革と自治体業務の徹底した市民 化と公務員の役割の再定義
- ・議会改革と議員の役割の再定義
- ・道州制とコミュニティ自治
- ・市民自治・社会連帯を推進する施策・制 度(条例づくり)
- ・協同組合の社会的価値・公共的役割につ いての定義と、協同組合の新たな推進
- ③ 「持続可能な産業構造の転換と地域産業 の創造」
- ・規模の経済から、内発的で自給を基礎と する自立的な地域経済圏の確立
- ・地産地消の経済システムと地域づくりを 連動し、自立的な市民ネットワーク
- ・対人社会サービス・自立支援機能として のワーカーズコープ
- ・コミュニティ事業・市民事業推進の中核 的役割を担うワーカーズコープ
- ・農業ワーカーズコープ、環境ワーカーズ コープの政策的な推進

・職業訓練を伴った「仕事おこし」講座・ 研修システムの構築・予算化

#### (3)最後に~今ある労協組織の先人としての役割~

「協同労働運動」は今、法制化を最大の 焦点としながら、その先にある社会ビジョ ンを提起する段階にある。その主体者とし て、労協連合会に集うグループは、社会変 革への説得力を持った呼びかけを進めるた め、自らの改革・飛躍を不退転の決意で実 行しなければならない。

自らを社会的存在へと高めきる覚悟と決 意が求められる。その具体的行動が、「法 制化運動 | 「社会連帯活動 | そして「コミッ トメント経営」(「協同の發見」誌184号参照) への挑戦である。自らをさらけ出す中から、 未来への展望と改革の具体的方針を描き出 す営みこそが、「協同労働」の実践そのも のであり、「協同労働運動」の本質である。

そして、「協同労働」が「協同組合」を 変え、「労働」と「生活」と「地域」を結び、 「誇りと希望を持って、働き・暮らし・生 きる、豊かな公共と地域の創造」を実現す る、可能性に満ちた営みであるという実感 を、内外で圧倒的に速やかに広げていくこ とが、今日の混迷から抜け出す鍵となって いる。その期待感の広がりは、疑う余地の ない広がりを示している。そのことへ確信 を持ちきれるのかどうかが、問われている。